

京都市立病院紀要投稿規定

1. 本誌は京都市立病院の機関誌として年 2 回（2 号）発行する。
2. 原則として投稿者は本院の職員とする。但し当院職員以外の者であっても編集委員の承認を得た場合はこの限りでない。
3. 本誌の内容は主に医学およびこれに関連ある内容の論文とし、その他学術活動を広く記録する。なお論文は他誌に未発表のものに限る。各号の内容は、1 号は総説・院内合同研究発表会の論文・海外研修報告と院内研修会報告を中心とする。2 号は、総説・研究・症例報告・CPC 報告・研究業績集（原著・学会報告等）とする。また、本誌に投稿される研究・症例等患者を対象とした研究については、「執筆要領の倫理規定」を遵守すること
4. 掲載論文の採否は編集委員が査読したうえで編集委員会で決定する。また、審査の結果、修正、削除、加筆を依頼することがある。内容等については著者が全責任を負うものとする。
5. 原稿執筆の要領は次のとおりとする。（詳細は「執筆要領」参照）
 - 1) 原稿はワープロ原稿で、A4 版サイズを用い、原則として邦文とし、横書き、平カナ、当用漢字、現代カナ使いを使用する（デジタルデータをメールあるいは CD-R にて提出すること。入力方法等については、別に定める）。
 - 2) 論文には英文タイトルおよびローマ字による著者名を併記する。
 - 3) 論文には 5 コ以内の日本語キーワードとそれに対応する英語のキーワードをそれぞれの要旨、Abstract のあとにつける。
 - 4) 論文には最初 200 字程度の和文要旨と最後に英文抄録をつける。
 - 5) 論文は総説、原著は 400 字詰め原稿用紙 15 枚、図表 10 枚以内、症例報告の場合は原稿用紙図表をあわせ 15 枚以内を原則とする。
 - 6) 図表原稿は明瞭に書き標題をつける（図は下方に、表は上方に）。
写真は手札型のものを A4 版用紙に貼付する。デジタル原稿（画像・図表）はデータファイルとプリントをつける。
 - 7) 図表、写真の挿入箇所は原稿用紙の右欄に朱書する。
 - 8) 日本語で表せる用語は、できるだけ日本語で表し、外国語をさける。ただし、外国人名、地名、酵素名、生化学的な物質名、薬品名は原語またはカタカナを用いる。また、略名は最初の表記をフルネームにしカッコして略語を書くこと。
 - 9) 度量衡は C.G.S 単位とし、km, mm, l, dl, kg, g, mg, mEp/l, mg/dl などを用い、数字は算用数字を用いる。
 - 10) 文献は出現順に番号を付し、本文の終わりにまとめて記載する。
外国誌は List of Journals indexed for Medline、邦文誌は公式の略称または医学中央雑誌取載誌目録による。
雑誌の場合：著者名は 3 名までを全員を記載する。4 名以上の著者の場合は 3 名までを記載し、「他」あるいは外国語文献の場合は「et al」とする。：表題、雑誌名 年号（西暦）；巻：頁 - 頁。
単行本の場合：著者名：題名。（in）書名、編著者名、出版地、出版社、出版年号（西暦）、頁 - 頁。を記入する。
6. 編集の都合により原文の論旨を変えない範囲で著者に訂正を求めることがある。
7. 校正は著者が行い、誤植の訂正程度にとどめる。版の組みかえは行なわない。
8. 掲載料は無料とする。別刷は論文一編に 20 部とする。それ以上は実費を徴収する。
9. 掲載原稿は原則として返還しない。返還を希望するものはあらかじめ編集委員に申し出ること。
10. 論文提出期日、編集要旨については編集委員会より別に定め掲示する。メ切りは厳守されたい。
11. 倫理規定
医学研究のための研究・症例報告は、医学・医療の進歩に貢献するための重要な役割を果たしている。
しかし、患者の生命、健康、プライバシーおよび尊厳をまもることは、医療者・研究者側の責務である。本誌に掲載する論文等において、特定の患者の疾患や治療内容に関する情報には十分な配慮をしなければならない。患者のプライバシー保護のために以下のとおり定める。
 - 1) 患者個人の特定が可能な氏名、I D、イニシャルまたは「呼び名」などの愛称は記載しない。
 - 2) 患者の住所は記載しない。ただし、疾患の発生場所が病態等に関与する場合は区域までは記載することを可とする。（京都府、京都市など）
 - 3) 治療経過の日付は、臨床経過を知る上で必要となることが多いので、個人が特定できないと判断される場合はよい。
 - 4) 他の情報と診療科名を照合することにより患者が特定され得る場合、診療科名は記載しない。
 - 5) 既に他施設において診断・治療を受けている場合は、その施設名ならびに所在地を記載しない。
ただし、救急医療などで搬送元の記載が不可欠の場合は、この限りではない。
 - 6) 人物写真の使用が不可欠な場合、目の部分を隠すなど対象者の身元が特定できないように配慮する。目疾患の場合は、顔全体がわからないように考慮する。
 - 7) 症例を特定できる生検、手術摘出標本、剖検、画像情報などに含まれる番号などは削除する。
以上の事項を配慮してもなお個人が特定化される場合には、発表に関する同意を患者（あるいは家族）から得るか、当院の倫理委員会に検討を要請し承認を得ることとする。同意を得た場合は、その旨掲載記事に示されていることとする。
すべての医学研究のための基本原則は、世界医師会総会において承認されたヘルシンキ宣言に基づく
12. 著作権
 - 1) 本誌掲載された論文の著作権は京都市立病院に帰属する。（著作権法 第 27 条翻訳権・翻案権、第 28 条二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）なお本誌に掲載された論文等の著作物は、原則として電子化（PDF 形式等）し、近畿病院図書室協議会共同リポジトリを通じてコンピュータネットワーク上に公開する。
 - 2) 投稿する前に考慮すべき点として、重複または二重掲載のないこと（既に掲載されたことのある論文と本質的にオーバーラップしない）学術集会において発表された報告など会議録もしくはそれに類似する形式の掲載以外正式に出版されていない場合は、その投稿を妨げる者ではない。
 - 3) 投稿する論文に載せる図表（写真も含む）が既に公表されたものである場合、オリジナルの出典を明示し、必要に応じ、著作権所有者の書面による承諾を得ること。万一、執筆内容が第三者の著作権を侵害するなどの指摘がなされ、第三者に損害を与えた場合は執筆者がその責を負う。

編集委員会

委員長	岡野創造			
委員	竹中秀也	井内盛遠	田村真一	
	森友彦	小芝泰	長谷川和昭	
	藤本輝	前田景子	岸本怜美	
	飛鷹伸枝	明山純子	小林慎司	
	谷口美樹	岡村寿子		

編集後記

京都市立病院紀要 40 巻第 2 号が完成しました。特集では、令和元年 9 月 21 日にメルパルク京都で開催された第 30 回京都市立病院地域医療フォーラムの講演内容を掲載しております。テーマは、「アドバンス・ケア・プランニング」です。意思決定能力が低下する場合に備えて、患者さん本人と家族が医療従事者や介護提供者などと一緒に終末期を含めた今後の医療や介護について話し合うプロセスのことです。一般演題 3 題の後、特別講演として仏教大学保健医療技術学部看護学科の濱吉美穂先生にお話しいただきました。その他には、臨床研究が 2 題、症例報告が 2 題です。いずれも興味深い内容となっております。是非お読みください。

さて、京都市立病院紀要はこれまで年に 2 回紙の冊子として発刊してきましたのですが、今後は紙による冊子の発行を辞め、インターネット上の公開だけにしようと思います。すでに論文に関しては、平成 30 年より KINTORE(近畿病院図書室協議会共同リポジトリ)を通じて全世界に公開しております。インターネットで「KINTORE」と検索していただいたら、「京都市立病院」の入り口がすぐに見つかります。今後は、「KINTORE」はそのまま残したうえで、論文だけではなく病院の業績などを含めた京都市立病院紀要の内容全部を、病院のホームページに入口のボタンを作って閲覧できるようにしようと思います。また、筆頭著者や国立国会図書館には CD-ROM を配ろうと思います。紙に印刷して製本する必要がなくなったので、発刊は年に 1 回にまとめるかもしれません。自分自身は電子ブックよりも手に取って読める紙の本の方が好きだけに、複雑な気持ちもありますが、印刷や郵送にかかるコストの削減と資源(紙)の消費を抑える目的で、実施していこうと思います。皆様のご理解と関係各者のご協力をよろしくお願い申し上げます。

紀要編集委員長 岡野創造 (診療部統括部長, 小児科部長)

京都市立病院紀要 第 40 巻 第 2 号 (通巻 58 号) 2020 年

令和 2 年 12 月 20 日 印刷
令和 2 年 12 月 25 日 発行

編集者 京都市立病院紀要編集委員会
発行者 黒田啓史
発行所 地方独立行政法人京都市立病院機構京都市立病院
〒604-8845 京都市中京区壬生東高田町 1-2
電話 (075) 311-5311 番

印刷所 橋本印刷
